

平成20年12月1日

株主および登録株式質権者 各位

長野県松本市渚2丁目9番38号  
株式会社 長野銀行  
取締役頭取 田中誠二

### 特別口座を開設する口座管理機関等の公告

当行は、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構に対し、当行の普通株式をその振替業において取り扱うことを同意いたしました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「決済合理化法」といいます。)附則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

#### 記

##### 1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当行は、決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)をご利用になっていない株式に係る株主および登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名または名称、ご所有の当行普通株式の株式数等、決済合理化法附則第8条第5項に規定する事項を機構に通知いたします。

##### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当行は、決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都中央区八重洲1丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

以上

(注)「特別口座」とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当行)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。